

報告事項

総合評価落札方式等に関する令和4年度以降の動き
(全国的な動き、北海道開発局・国土交通本省の検討事項)

全国的な動き

■総合評価における賃上げを実施する企業に対する加点措置 …………… P1～

○政府方針として令和4年4月1日契約案件より、賃上げ実施企業に対する総合評価での優遇措置を全省庁で開始。

北海道開発局の検討事項

■通常指名競争入札の新たな指名業者審査基準 …………… P11～

○今回発生した不正事案を踏まえ、客観性・透明性を確保する観点より評価を具体化した新たな審査基準の運用を開始。

■カーボンニュートラル(ゼロカーボン)に向けた取組 …………… P15～

○政府目標及びゼロカーボン北海道の実現に向け、工事のCO2削減に向けた取組に対し成績評定でのインセンティブを開始。

国土交通本省の検討事項

〔 R4.2.2 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
建設生産・管理システム部会(令和3年度 第1回)資料より抜粋 〕

■総合評価における多様な評価方法[試行]の整理・検証(工事) …………… P17～

○全地整で実施している若手などの試行結果を分析し有効性を確認。有効な試行はガイドラインへ反映・展開を検討。

■本省総合評価ガイドラインの改正事項(案)(工事) …………… P19～

- 一括審査方式をガイドライン上に位置づけを明記。
- 技術提案評価型S型の「質問書に対する回答期限⇒入札書の提出期限」の日数を3日から6日に変更を明記。
- 技術提案におけるオーバースペックの考え方を明確化。
- コロナ禍を鑑み、ヒアリングを必須としないことやWEB開催可能とすることを明記。
- 海外技術者認定・表彰制度の実績評価を明記。

総合評価落札方式における 賃上げを実施する企業に対する加点措置

令和4年2月8日時点

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 概要

工事、建設コンサルタント業務等、物品、役務
※ただし、プロポーザル方式や価格競争は対象外

- **適用対象**：令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
(取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく)
- **加点評価**：事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値（大企業：3%、中小企業等：1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。
加点割合は5%以上。
- **実績確認等**：加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

入札公告(公示)

加点措置

「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価 (賃金引き上げ表明は①年度単位又は②暦年単位での表明)

加算点 = 従来の加算点 + 賃上げ加算点

- ① 契約を行う予定の会計年度に開始する事業年度
- ② 契約を行う予定の暦年

工事、物品、役務：加算点の5%以上の整数分
業務：技術点の5%以上の整数分

入札、落札決定

落札者が賃上げ加算点で
加点なし

落札者が賃上げ加算点で
加点あり

実績確認

加点を受けた落札者が対象の事業年度または暦年の終了後に契約担当官等へ提出

- ① 年度単位による賃上げ表明
法人事業概況説明書(又は税務申告の作成書類)
- ② 年単位による賃上げ表明
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

賃上げ基準に達していない者の情報

- ・ 契約担当官等が各省各庁の長へ報告
- ・ 各省各庁の長は、財務省へ報告
- ・ 財務省が調製し各省各庁の長へ通知
- ・ 各省各庁の長は契約担当官等へ連絡
- ・ 契約担当官から対象者に減点措置の開始時期、期間を通知

減点措置

賃上げ基準に達していない者については、財務省から通知された日から1年間、国の総合評価落札方式の調達の全てにおいて、**加点より大きな割合の減点**

該当企業は、財務省から通知された日から1年間、入札参加案件毎に賃上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、**総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して加算点の加点を行う。**

■賃上げ評価点の加点措置の考え方（工事）

適用対象：令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
（取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく）

変更前

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

変更後

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + (\text{加算点} + \text{賃上げ加点}) + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

- ・加算点に『賃上げ加点』を加点（又は減点）
- ・減点は減点措置通知後の調達から実施
- ・加算点の合計の5%以上となるよう加点の配点を設定

■賃上げ加点の加点・減点配点（工事の標準配点例）

※総合評価の各種試行や選択項目の設定により、賃上げ加点・減点の配点は異なるため留意すること

発注区分	施工能力評価型					技術提案評価型			
	2.5億未満 (舗装0.8億未満)		2.5億以上 (舗装0.8億以上)		地域維持 型JV対象 工事	非WTO		WTO	
	II型	I型①	I型①	I型②		S型	A型	S型	A型
①企業の能力等	17.5点	17.5点	17.5点	17.5点	17.5点	12.5点	-	-	-
②技術者の能力等	19.0点	19.5点	19.5点	19.0点	19.0点	44.0点	70.0点	60.0点	70.0点
加算点 計（段階選抜の場合は選抜後）	36.5点	37.0点	37.0点	36.5点	36.5点	56.5点	70.0点	60.0点	70.0点
	+	+	+	+	+	+	+	+	+
賃上げを実施する企業に対する加点	2点	2点	2点	2点	2点	3点	4点	4点	4点
賃上げを達成できなかった企業に対する減点	-3点	-3点	-3点	-3点	-3点	-4点	-5点	-5点	-5点

(2/38.5=5.2%)

3

(3/59.5=5.0%)

(4/74=5.4%)

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、**総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して加算点の加点を行う。**

■賃上げ評価点の加点措置の考え方（業務）

適用対象：令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
（取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく）

変更前

$$\text{評価値} = \text{技術評価点}^{\ast 1} + \text{価格評価点}$$

$$\ast 1 \quad \text{技術評価点} = 60 \text{点} \times \frac{\text{技術評価の得点合計}^{\ast 2}}{\text{技術評価の配点合計}}$$

$$\ast 2 \quad \text{技術評価の得点合計} = \{ (\text{配置予定管理技術者の経験及び能力に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{履行確実性度}) \}$$

変更後

$$\text{評価値} = \text{技術評価点}^{\ast 1} + \text{価格評価点}$$

$$\ast 1 \quad \text{技術評価点} = 60 \text{点} \times \frac{\text{技術評価の得点合計}^{\ast 2}}{\text{技術評価の配点合計}}$$

$$\ast 2 \quad \text{技術評価の得点合計} = \{ (\text{配置予定管理技術者の経験及び能力に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{履行確実性度}) \} + \text{（賃上げ加点）}$$

・技術評価の得点合計に『賃上げ加点』を加点（又は減点）
・減点は減点措置通知後の調達から実施
・技術評価の配点合計の5%以上となるよう加点の配点を設定

■賃上げ加点の加点・減点配点（業務の標準配点例）

発注区分	簡易型 1:1	標準型 1:2	標準型 1:3
①予定管理技術者の評価	50点	33点	40点
②実施方針・実施フロー・工程表・その他	50点	30点	40点
③評価テーマに対する技術提案	-	37点	80点
技術点 計（入札段階）	100点	100点	160点
	+	+	+
賃上げを実施する企業に対する加点	6点	6点	9点
賃上げを達成できなかった企業に対する減点	-7点	-7点	-10点

(6/106=5.7%)

4

○「簡易型1:1」及び「標準型1:2」における賃上げ加点

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times \frac{100 + 6 \text{点 (減点企業は} - 7 \text{点)}}{100 + 6 \text{点}}$$

○「標準型1:3」における賃上げ加点

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times \frac{160 + 9 \text{点 (減点企業は} - 10 \text{点)}}{160 + 9 \text{点}}$$

※総合評価の各種試行や選択項目の設定により、賃上げ加点・減点の配点は異なるため留意すること

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

【賃上げ実績の対象期間、確認内容】

▼以下のいずれかの対象期間を入札者が選択

契約を行う予定の

- ① 年の4月以降に開始する入札者の事業年度
- ② 暦年

対前年比
を確認

▼当該落札者の事業年度等が終了した段階で、以下の対前年比を確認し、賃上げ実績を確認

- ・給与等受給者一人当たりの平均受給額（大企業）
- ・給与総額（中小企業等）

確認内容

▽「当該落札者が選択した対象期間別」に對前年比の達成状況を確認（R4事業年度であればR3事業年度と比較）

「① 年の4月以降に開始する入札者の事業年度」を選択した場合

⇒ 法人事業概況説明書※1を基に算出

「② 暦年」を選択した場合

⇒ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表※1を基に算出

※1 税理士又は公認会計士等の第三者により、通知基準と同等の賃上げ実績を確認することができると認められる書類に代えることもできる

「労務費、役員報酬、従業員給料」の「合計額」

「期末従業員の状況（単位：人）の計」※2

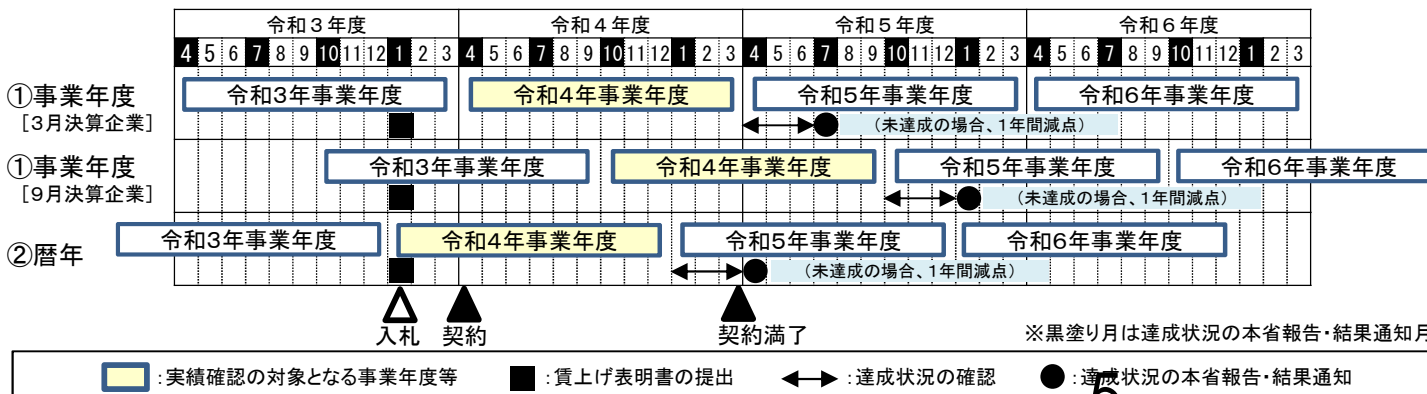
「① 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」

「① 俸給、給与、賞与等の総額」の「人員」※2

※2 中小企業等にあつては考慮せず、分子である「合計額」「支払金額」にて対前年比を確認する

未達成の場合は結果通知日から1年間、入札案件毎の減点措置が適用

日程モデル：令和4年度（R4.4.1契約、R5.3.31満了）の場合



中小企業等の定義、確認方法

法人税法（昭和40年法律34号）第66条第2項、第3項、及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいいます。

法人税申告書別表1において「非中小法人」に該当していないことをもって確認します。

- ・「法人区分」で「普通法人・・・」に「○」かつ「非中小法人」欄が「○」でないこと
- ・「法人区分」で「左記以外の公益法人等、・・・」に「○」いずれかであれば「中小企業等」に該当すると判断します。

法人区分	普通法人（特定医療法人を除く）、一般社団法人等、みなし公益法人等又は人格のない社団等	左記以外の公益法人等、協同組合等又は特定の医療法人	非中小法人
------	--	---------------------------	-------

< 令和3年12月24日付国交省通知の当該加点措置に係る運用等は、下記に留意して取り扱うこととなりました >

1. 賃上げ実績の確認の運用等について

(1) 確認書類の提出方法

・税理士又は公認会計士等の第三者により、通知基準と同等の賃上げ実績を確認することができる認められる書類を提出する方法

- 国交省通知記4※2に定める方法で賃上げ実績の確認するときは、税理士又は公認会計士等の第三者により「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出させるものとする

- ※ 内容については、必要に応じて受注者側に確認を行う場合がある
- ※ 仮に本制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う
- ※ なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明することも可能

(2) 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- 中小企業等においては、実態に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能
- 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみ基本給や所定内賃金などにより評価することも可能

- ・ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する
- ・定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除かれたもので給与総額等を評価する
- ・ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者などで給与水準が変わる従業員等を除かれたもので給与総額等を評価する
- ・時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等が除かれたもので給与総額等を評価する
- ・災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用が除かれたもので給与総額等を評価する
- ・業績に応じて支給する一時金や賞与等が除かれたもので給与総額等を評価する 等

- 通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能

- ・実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮されたもので評価する
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇入れによる労務費が含まれてしまう場合、これが除かれたもので評価する
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これが除かれたもので評価する
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これが除かれたもので評価する 等
- ・令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げが実施された場合は、その賃上げが実施されたときから1年間の賃上げ実績を評価する

- ※ 通知の「従業員への賃金引き上げ計画の表明書」には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである
- ※ 例えば、役員報酬だけを上げるのみとなっているなど、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的な評価方法を採用することや賃上げ表明期間の賃上げ率の嵩上げを図ること等は、本制度の主旨を逸脱している行為と見なされる。
- ※ ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能とする

2. 賃上げ実績の確認のための書類の提出期限について

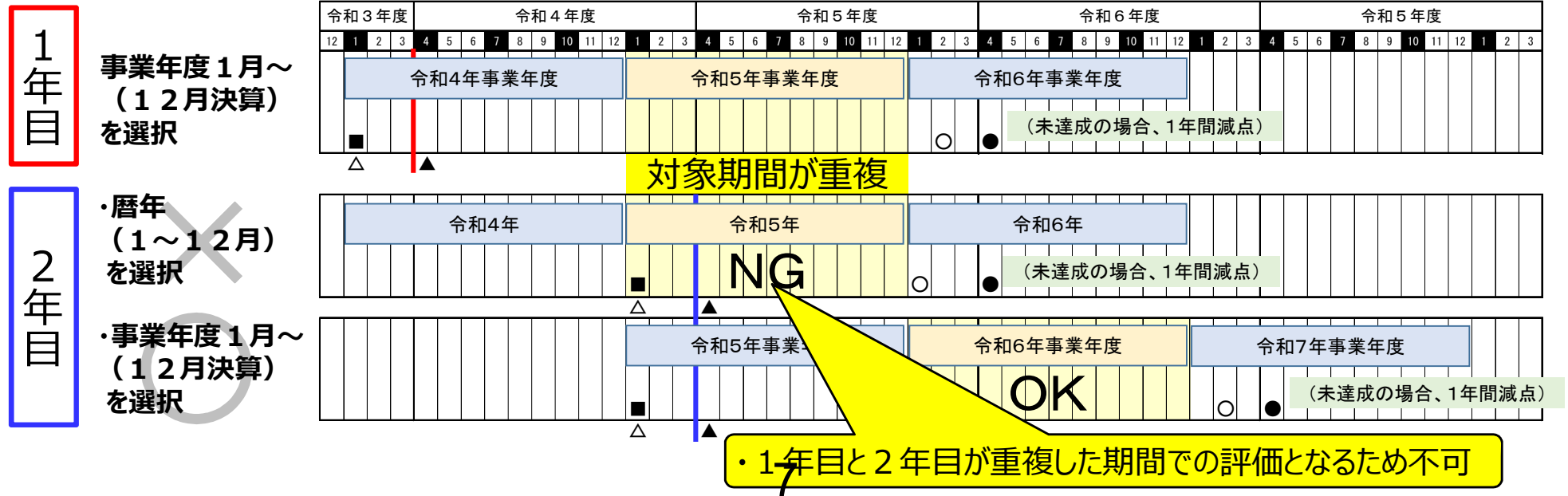
- 国交省通知記4※3において、落札者が事業年度により賃上げを表明し加点をうけた場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに、契約担当官等に提出させるものとしているところであるが、**法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2の規定により、申告書の提出期限の延長がなされた場合には、上記契約担当官等への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとする。**

3. 経年的に本制度による加点を受けるために賃上げ表明を行う期間について

- 国交省通知記2において、入札者が加点を受けるために表明する賃上げの期間は、事業年度単位又は暦年単位のいずれかを選択できることとしているところである。経年的に本制度によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることがないように、**賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。**

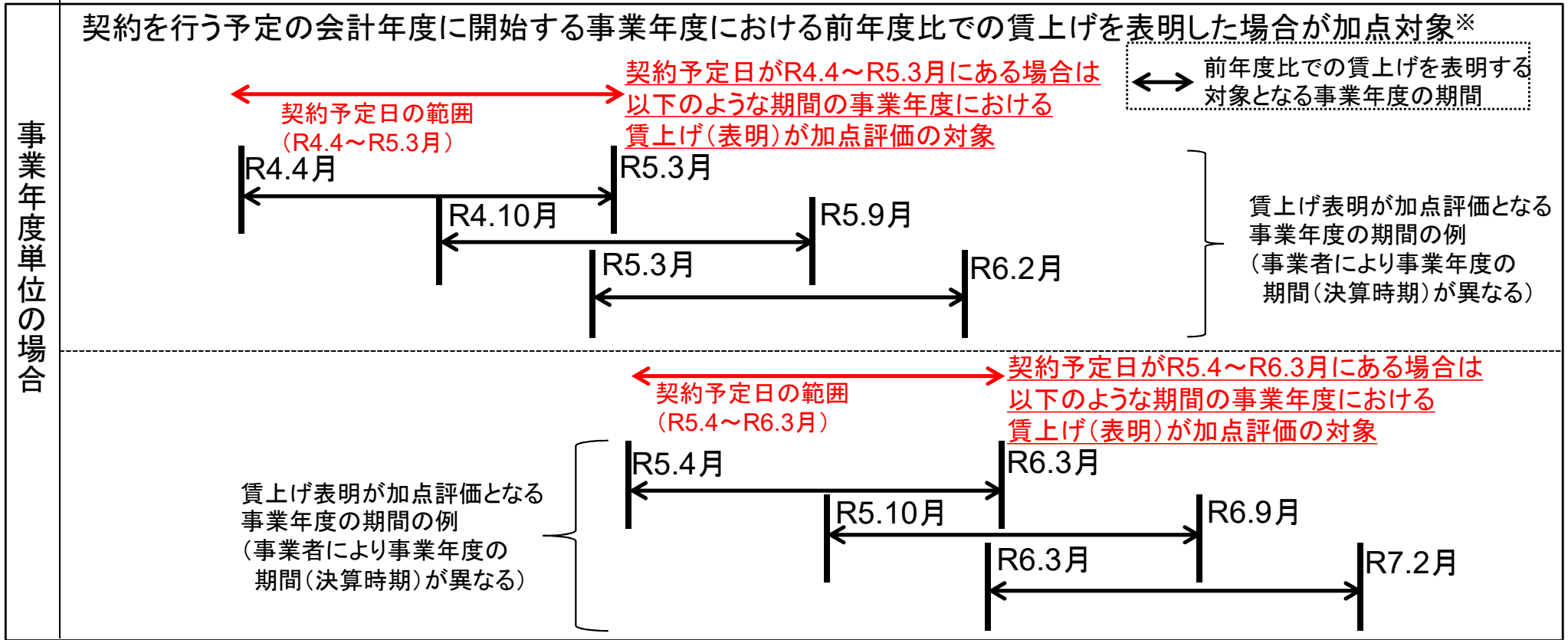
【例：事業年度が1月企業の場合】

- △ 入札参加表明
- ▲ 契約
- 賃上げ表明書の提出
- 賃上げ確認資料の提出期限(落札者の事業年度の翌々月末)
- 賃上げ基準に達していない者の報告・通知(4月、7月、10月、1月)
- 賃上げ確認の対象期間

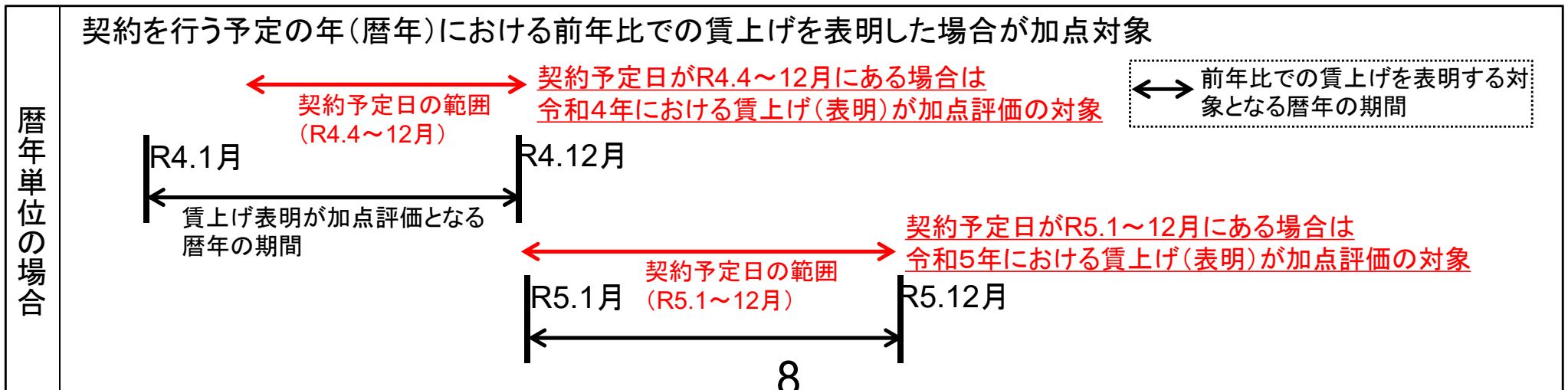


賃上げ表明書の評価(加点)を実施する適用期間について

別添

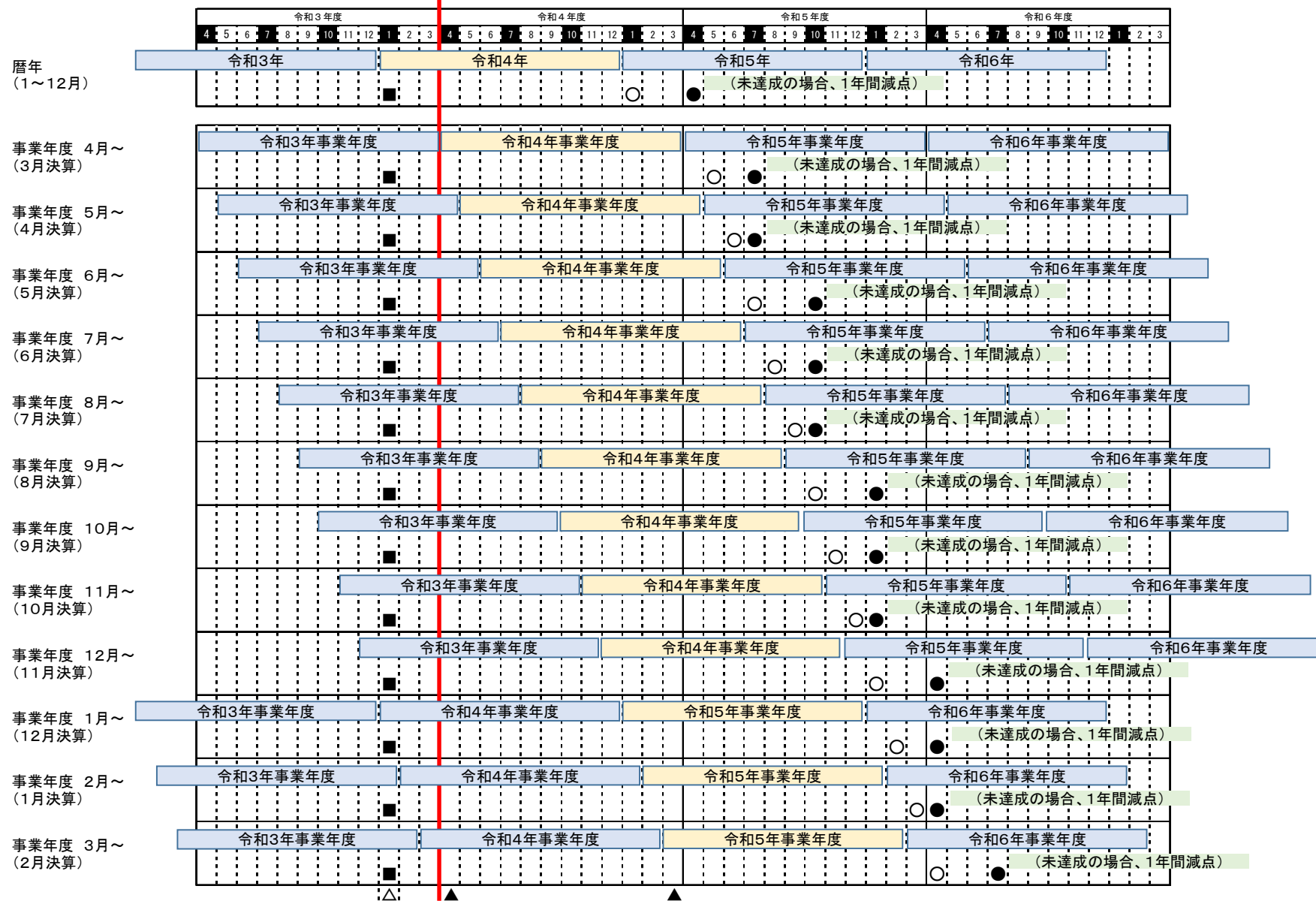


※上図の解釈に沿って、入札説明書の事業年度単位の場合の「〇年4月」は、契約を予定する年度の4月となるよう記入下さい。
 入札説明書記載例欄外注(「〇年:契約を行う予定の年度または暦年を記載すること」)には上図以外の解釈もあり得るので補足します。



賃上げ確認と減点措置期間 (令和4年4月～令和5年3月契約の例)

- △ 入札参加表明
- ▲ 契約、契約満了
- 賃上げ表明書の提出
- 賃上げ確認資料の提出期限(落札者の事業年度の翌々月末)
- 賃上げ基準に達していない者の報告・通知(4月、7月、10月、1月)
- 賃上げ確認の対象期間



ただし、令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げが実施された場合は、その賃上げが実施されたときから1年間の賃上げ実績を評価する

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 (参考)国庫債務負担行為による複数年契約の次回調達における加点について

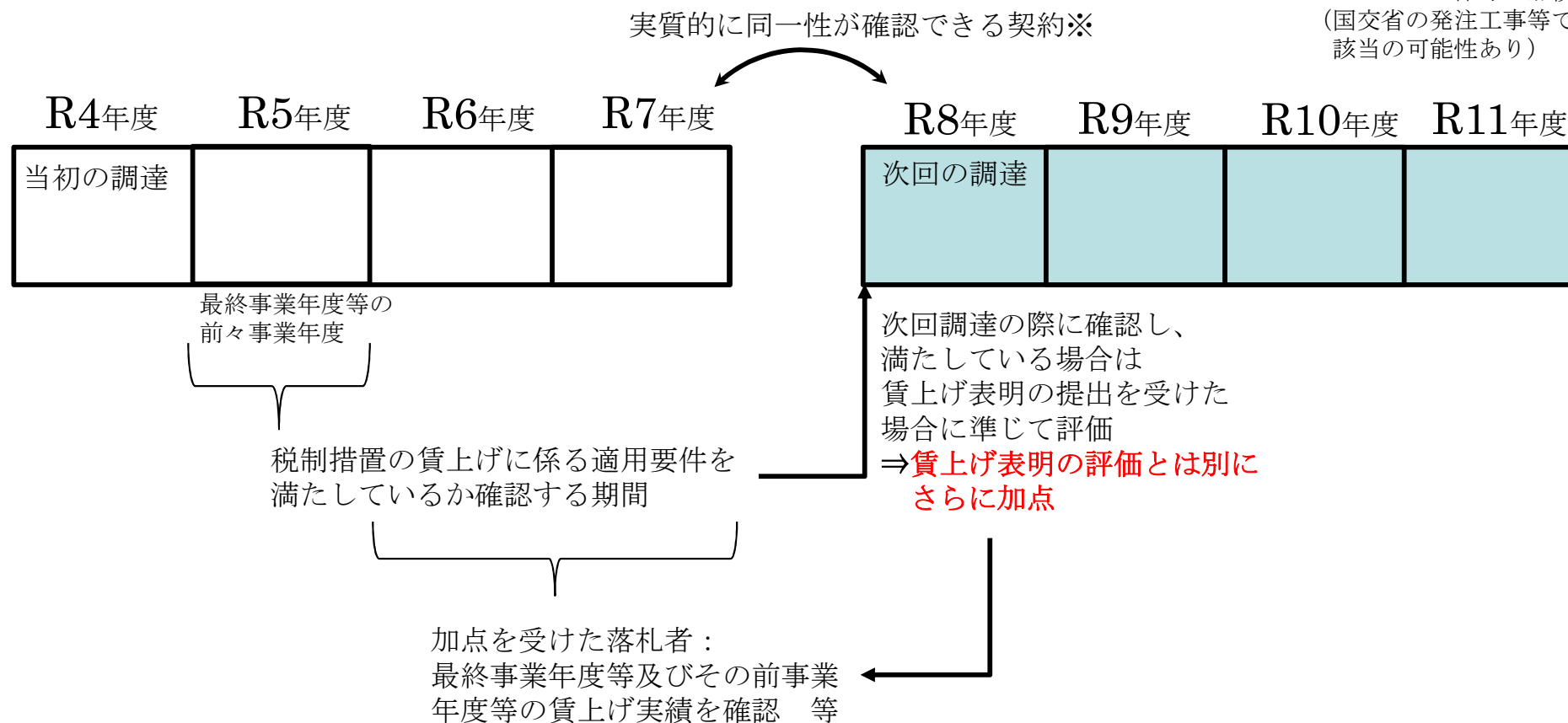
複数年契約の2年目以降の賃上げを促すため、一部※の国債（複数年）契約では、次回調達において前回調達の2年度目以降の賃上げ実績を確認し、結果に応じて加点。

※事業の同一性が確認される契約で4年以上の国債による契約が該当

=4年以上の国債による年維持除雪工事が対象となるが、現時点、北海道開発局では該当する案件無し

■仕組みのイメージ

※例：庁舎管理等に係る契約
システムの保守・点検に係る契約
(国交省の発注工事等では、一部の維持工事が該当の可能性あり)



1次選定（選定候補業者群の作成）

1. 有資格業者

北海道開発局の当該業種区分での競争参加資格がある者を要件として設定

2. 欠格要件の有無

以下の欠格要件に該当しないことを要件として設定

- 1) 不誠実な行為の有無 : 指名停止期間中(贈賄・不正行為等)であること
- 2) 経営状況 : 手形交換所による取引停止処分中であること
- 3) 安全管理の状況 : 指名停止期間中(事故等)であること
- 4) 労働福祉の状況 : 労基署の指導項目(賃金不払い等)の改善を行っていないこと
- 5) コンサルタント等登録 : 当該業務に関係するコンサルタント登録部門等の登録がないこと又は登録停止期間中であること

3. 地理的条件

業務内容に応じて次のいずれかを要件として設定(競争性が確保できない場合は条件を拡大)

- ① 開発建設部管内に本店を有する
- ② 道内に本店を有する
- ③ 開発建設部管内に本店、支店又は営業所を有する
- ④ 道内に本店、支店又は営業所を有する

4. 業務実績に関する要件※

当該業務と同じ業務キーワードの全国における業務実績を要件として設定

※業務内容に応じて適宜設定

2次選定（10者程度 ABC評価により指名選定）

1. 履行の確実性(手持ち業務の状況)

当該年度の当初契約金額÷過去5年度の平均最終契約金額[同一業種区分を対象]

【A】0.5未満、【B】0.5～1.5未満、【C】1.5以上

2. 技術的特性

1) 業務実績 [過去10年 道内における当該業務と同じ業務キーワードの業務実績を対象]

【2A】国(自開建)、【A】国(自開建以外)、【B】国(開発局以外)・高速会社・道、【C】市町村(政令市含む)

2) 地域精通度 [上記②の例]

【2A】自開建管内に本店、【A】自開建管内に支店・営業所、【B】道内に本店

3) 技術者評価

【A】技術士(〇〇部門)等が1名以上、【B】RCCM等が2名以上、【C】AB以外

3. 公平性(指名回数)

当該年度の指名回数 [同一開発建設部かつ同一業種区分を対象]

【2A】無し、【A】1回、【B】2回、【C】3回以上

4. 業務成績

業務成績平均点 [過去2年 開発局における同一業種区分を対象]

【2A】80点以上、【A】77～80点未満、【B】74～77点未満、【C】74点未満もしくは実績無し

5. 表彰

表彰実績 [過去2年 開発局の優良業務表彰受賞歴における同一事業部門]

【B】局長表彰、【C】部長表彰

6. その他

機会均等の趣旨にのっとり、中小企業者の受注機会に配慮すること

【A】中小企業、【C】大手企業、公益法人

(一部抜粋)

建設コンサルタント業務等 指名業者審査基準

令和3年11月

北海道開発局 事業振興部 工事管理課

2. 1次選定(選定候補業者群の作成)

北海道開発局における測量、土木関係コンサルタント、建築関係コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査の通常指名競争入札に係る指名業者の1次選定を行う評価基準は以下を基本とする。

判断項目	選定における着目点
1. 有資格業者	北海道開発局の当該業種区分にかかる参加資格がある者を要件として設定する
2. 欠格要件の有無	<p>以下の欠格要件に該当しないことを要件として設定する</p> <p>1) 不誠実な行為の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 贈賄及び不正行為等に基づく指名停止期間中であること ・ 警察からの排除要請等があり、当該状態が継続していること <p>2) 経営状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手形交換所による取引停止処分の事実があること ・ 主要取引先からの取引停止等の事実があること ・ 経営状況が極めて不安定であること <p>3) 安全管理の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故等に基づく指名停止期間中であること ・ 労働基準監督署からの安全管理に関する指導を受けているにも関わらず改善を行っていない状態が継続していること <p>4) 労働福祉の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があるにも関わらず改善がない状況が継続していること <p>5) コンサルタント等登録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該業務の業種区分が測量である場合、測量法に基づく登録がないこと又は営業停止期間中であること ・ 当該業務の業種区分が測量以外である場合、各々関係する下記の登録規程に基づく部門の登録がないこと又は登録停止期間中であること (建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程)
3. 地理的条件	<p>業務内容に応じて次のいずれかを要件として設定する</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 開発建設部管内に本店を有する ② 道内に本店を有する ③ 開発建設部管内に本店、支店又は営業所を有する ④ 道内に本店、支店又は営業所を有する <p>※競争性が確保できない場合は、条件を拡げて設定すること</p>
4. 業務実績に関する要件 ※業務内容により適宜設定	<p>当該業務と同じ業務キーワードの全国における業務実績を要件として設定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実績は、国の機関、都道府県、市町村(政令市含む)、高速道路会社等の過去10年間の実績を対象とし、業務実績はTECRIS等の業務段階コード又は業務内容コード、業務キーワードにより検索すること

3. 2次選定のための技術審査基準(10者程度 ABC評価により指名選定)

1次選定で抽出した選定候補業者群を対象に、2次選定を行う評価基準は以下を基本とする。

技術審査基準

(すべて企業の評価)

評価項目	選定項目 (選定における着眼点)	評価				備考
		2 A	A	B	C	
①履行の確実性 (手持ち業務の状況)	北海道開発局における同一業種区分での当該年度の当初契約金額÷過去5年度平均最終契約金額	—	0.5未満	0.5以上 ～ 1.5未満	1.5以上	注1)
②技術的特性	業務実績 道内における業務実績 (業務キーワードの過去10年間の実績)	国(自開発建設部)	国(自開発建設部以外)	国(開発局以外)・高速道路会社等・北海道	市町村(政令市含む)	
	地域精通度 地理的条件について、業務内容に応じて適宜設定する (1次選定3.地理的条件①～④における例を以下に記す) <設定例> ①【A】自開発建設部管内に本店を有する 【B】隣接開発建設部管内に本店を有する 【C】— ②【2A】自開発建設部管内に本店を有する 【A】自開発建設部管内に支店又は営業所を有する 【B】道内に本店を有する ③【2A】自開発建設部管内に本店を有する 【A】自開発建設部管内に支店又は営業所を有する 【B】隣接開発建設部管内に本店を有する 【C】隣接開発建設部管内に支店又は営業所を有する ④【2A】自開発建設部管内に本店を有する 【A】自開発建設部管内に支店又は営業所を有する 【B】隣接開発建設部管内に本店、支店営業所を有する 【C】道内に本店、支店又は営業所を有する	適宜設定	適宜設定	適宜設定	適宜設定	
	技術者評価 道内における有資格技術者の有無	—	αが 1名以上	βが 2名以上	A、B以外	注2)
③公平性 (指名回数)	同一開建かつ同一業種区分での当該年度における通常指名競争入札の指名回数	無し	1回	2回	3回以上	
④業務成績	北海道開発局における過去2年の同一業種区分の平均点	80点以上	77点以上 80点未満	74点以上 77点未満	74点未満 もしくは 実績無し	注1)
⑤表彰	過去2年の同一部門(開発局発注業務の優良業務表彰受賞歴における同一事業部門)表彰	—	—	局長表彰	部長表彰	注1) 注3)
⑥その他	公平かつ公正に業者を選定するとともに、機会均等の趣旨にのっとり、中小企業者の受注機会に配慮	—	中小企業	—	大手企業 公益法人	

- ・上記、評価項目①～⑥での「A」の総数にて評価を行い、原則として上位10社程度を選定する。

※評価「A」の数が同数の場合は、「B」「C」の順番に総数の評価を行う。

※評価「A」「B」「C」の数が同数の場合は、下記の手順で順位付を行う。

- ・手順1：過去2年の同じ業種区分の業務成績平均点数の高い者
- ・手順2：手持ち業務における当該年度業務契約金額の低い者

※なお、手順2でも順位付が同数となる場合は、同数の者を含めた10社以上の指名選定としてもよい

- ・各評価項目の基準日は別紙のとおり。

- カーボンニュートラル(以下CN)の政府目標及びゼロカーボン北海道の実現には、全ての業態におけるCNの取組が不可避。
- については、道内建設業において率先してCNの取組を進めるため、**当局及び北海道、札幌市発注工事において、「北海道インフラゼロカーボン試行工事」を新設し、工事成績でのインセンティブを付与することで、道内建設業におけるCNの意識醸成を図る。**

R4年度から試行

北海道インフラゼロカーボン
試行工事

①工事開始時(発注者)

工事におけるCO2削減意識を醸成

- ・施工計画書にCO2削減に資する取組の記載を求める(建設機械、材料、工法等)

※施工計画書：必要な手順や工法等について工事着手前に受注者が発注者へ提出

②工事実施(受注者)

各工事においてCO2削減の取組を実施

- ・施工計画書に基づき、具体的なCO2削減策を実施(建設機械、材料、工法等)

CO2削減に向けた好循環
道内建設業における
カーボンニュートラルの意識醸成

③工事終了時(発注者)

工事成績におけるインセンティブ付与

- ・CO2削減の取組を工事成績にて評価【1点】(建設機械、材料、工法等)

⑤更なるCO2削減に向けて(発注者)

建設業団体との意見交換等を踏まえ、
次年度の実施方針を検討

- ・更なるCO2削減に向けて、次年度のインセンティブ付与条件等の取組内容を検討

④建設業団体との意見交換(発注者)

課題等について建設業団体と意見交換

- ・CO2削減に向け、工事成績のインセンティブのあり方や改善点等について建設業団体と意見交換

※図は北海道開発局における取組内容

ゼロカーボン北海道の実現へ

【取組事例】



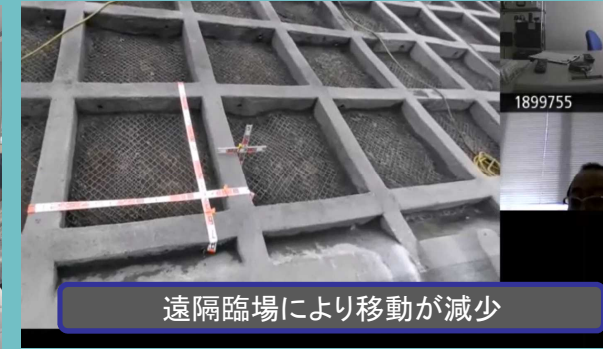
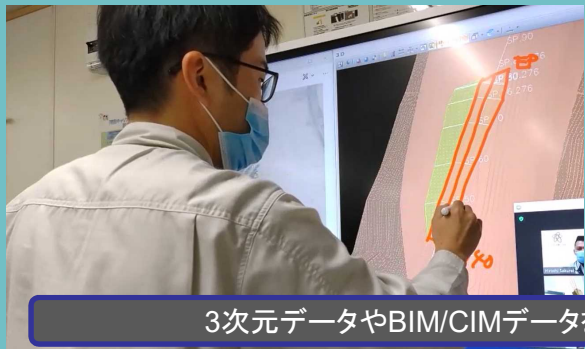
環境対策型建設機械の活用



バイオ燃料の活用

ソーラーパネルの活用

ICT建設機械による施工期間の短縮



3次元データやBIM/CIMデータを活用したweb会議で移動が減少

遠隔臨場により移動が減少

- 多様な評価方法(試行)の整理・検証にあたり、ある程度の実績がある下記8類型の試行を分析対象とした。
- 主に、①試行の目的を果たしているか、②品質が確保されているかの観点で実施結果を分析。
- 分析にあたっては、参加者数やその属性、成績評定等のデータによる定量分析に加え、実施した発注者・受注者の現場の声をとりまとめたアンケート分析を実施。

地域における社会資本を支える
企業を確保する方式

技術者や技能者
など新たな担い
手の登用を促す
方式

元請企業を評価

下請企業を評価

①チャレンジ型	受注企業の固定化防止や新規参入の促進を目的として、総合評価落札方式において企業・技術者評価の影響を緩和し、実績のない(少ない)優良な企業による入札参入を促す方式。
②自治体実績評価型	地域建設業の担い手を確保するため、総合評価落札方式において企業・技術者評価の評価対象を都道府県・政令市等に拡大する方式。
③地域防災担い手確保型	地域防災の担い手である地域施工業者の参入機会促進等を目的として、総合評価落札方式において防災に関わる取り組み体制や活動実績、災害に使用できる建設機械の保有状況等の評価を拡大する方式。
④企業能力評価型	不調不落の防止、発注事務負担軽減等を目的として、受発注者双方の事務負担が大きくなる技術者の能力等に係る評価を省略し企業の能力等のみで評価する方式。
⑤地元企業活用審査型	地域に精通し地域経済への貢献度の高い地元企業の育成を目的として、総合評価落札方式において工事における地元下請企業や地元資材会社の活用状況を評価する方式。
⑥特定専門工事審査型	難易度が高い専門工事等の円滑かつ確実な施工を目的として、総合評価落札方式において工事实績のある専門工事業の下請け活用を評価する方式。
⑦登録基幹技能者評価型	工事全体の品質確保及び長期的な担い手の確保を確保を目的として、総合評価落札方式の技術者の能力等において、下請業者における登録基幹技能者、建設マスター、技能士の配置を加点評価する方式。
⑧若手・女性技術者等活用型	将来の担い手である技術者の拡大等のため、加点や資格要件化等により若手技術者や女性技術者が参画を促進する方式。

試行結果のまとめ

- 各試行の結果を分析したところ、**概ね目的に沿う結果**が得られ、工事品質も確保されるなど、**有効性を確認**。
- 試行件数が少ない等、フォローアップが必要と考えられる評価方法については、引き続き試行を行いながらの検証が必要。

地域における社会資本を支える
企業を確保する方式

技術者や技能者
など新たな担い
手の登用を促す
方式

元請企業を評価

下請企業を評価

①チャレンジ型	<ul style="list-style-type: none"> 工事品質は維持しつつ、目的としている新規参入者の継続受注に効果が見られる。 また、受注機会確保・技術者育成の観点から受発注者とも前向き。
②自治体実績評価型	<ul style="list-style-type: none"> 工事品質は維持しつつ、目的としている新規参入者の継続受注に効果が見られる。 また、参加意欲の拡大・技術者育成等の観点から受発注者とも前向き。
③地域防災担い手確保型	<ul style="list-style-type: none"> 工事品質は維持しつつ、防災に関わる取組や実績がある企業の参入機会向上に寄与しており、試行の目的に沿った結果。 受注者からは技術者育成等の観点から前向きな意見あり。
④企業能力評価型	<ul style="list-style-type: none"> 工事品質は維持しつつ、不調不落発生率の低下、手続機関短縮による発注事務負担軽減が見られており、試行の目的に沿った結果。 受発注者とも、負担軽減、柔軟な入札参加が可能となることについて前向き。
⑤地元企業活用審査型	<ul style="list-style-type: none"> 地元企業の活用を図る企業が優位に落札しており、試行の目的に沿った結果。また、試行工事において施工品質が向上する傾向が見られた。 受発注者とも地元企業育成や地域経済活性化の観点から前向き。
⑥特定専門工事審査型	<ul style="list-style-type: none"> 試行工事においては、専門工事業者の活用を図る企業が優位に落札しており、また高い工事品質となっていることが示唆されたが、実施件数が少なく有効性等を判断するには試行数が不足。
⑦登録基幹技能者評価型	<ul style="list-style-type: none"> 登録基幹技能者等の活用を図る企業が優位に落札しており、試行の目的に沿った結果。 工事品質向上に関する現場の意見が多いが、成績評定の観点では試行工事以外と同等程度。 地方においては資格保有者が少ない旨の指摘もあるが、受発注者とも前向き。
⑧若手・女性技術者等活用型	<ul style="list-style-type: none"> 直轄工事に配置された若手／女性技術者が翌年度も配置されており、知識・技術の習得の場として活用されつつあることが確認された。 本支店社や熟練者の助言・サポート等により若手・女性の定着・育成に努めている。

- 近年の品質確保や働き方改革、コロナ対応等の取組を踏まえ、標準的な対応となった事項等をガイドライン化
 - ①受発注者双方の負担軽減策として実施が広がりつつある「一括審査方式」の位置づけ
 - ②技術提案評価型の手続における、質問への回答から入札資料提出までの日数確保
 - ③技術提案評価における技術提案数（複数提案）、オーバースペックに関する基本的な考え方を整理
 - ④参加者からのヒアリングを必須としないことやウェブ開催を可能とすること 等
 - ⑤技術者の能力において「海外技術者認定・表彰制度」認定案件を実績として評価

1. 総合評価落札方式の導入と改善の経緯

- 1-1 意義
- 1-2 総合評価落札方式導入と適用拡大に関する具体的な経緯
- 1-3 総合評価落札方式の適用上の課題と抜本の見直し
- 1-4 不正が発生しにくい制度への見直し
- 1-5 更なる検討課題

工事入契ガイドラインの改正とも整合させ、多様な方式の中の一つであることを明確化

2. 総合評価落札方式の実施手順

2-1 総合評価落札方式のタイプ選定

- 2-1-1 総合評価落札方式のタイプの概要及び適用の意義
- 2-1-2 総合評価落札方式適用の概要
- 2-1-3 総合評価落札方式のタイプ選定の詳細
- 2-1-4 段階的選抜方式

2-1-5 一括審査方式

2-2 手続きフロー

- 2-2-1 施工能力評価型の手続きフロー
- 2-2-2 技術提案評価型S型の手続きフロー
- 2-2-3 技術提案評価型A型の手続きフロー

2-3 入札説明書への記載

- 2-3-1 総論
- 2-3-2 技術提案

2-4 競争参加資格要件と総合評価項目

2-5 技術的能力の審査(競争参加資格の確認)

2-6 総合評価項目の審査・評価

- 2-6-1 評価項目及び配点の基本的な考え方
- 2-6-2 評価項目及び評価方法

2-7 評価基準及び得点配分の設定例

- 2-7-1 必須項目の設定例
- 2-7-2 施工能力評価型及び技術提案評価型S型の選択項目の設定例
- 2-7-3 技術提案評価型A型における評価項目・基準の設定例

①一括審査方式を位置づけ

②質問回答後の日数確保
(休日を含まない日数表記に統一)

③技術提案評価に係る考え方の明確化

- ・技術提案数(複数提案を評価しない考え方)、
- ・オーバースペックの考え方

④ヒアリングを必須としないことやウェブ開催可能とすることの明記

⑤海外技術者認定・表彰制度の実績の評価
賃上げを実施する企業に対する加点措置

2-8 技術提案評価型A型におけるその他手続き・留意事項

- 2-8-1 入札説明書の記載事項
- 2-8-2 技術提案の改善(技術対話)
- 2-8-3 予定価格の作成

3. 総合評価の方法

- 3-1 評価値の算出方法
- 3-2 加算方式及び除算方式の特徴
- 3-3 技術評価点の算出方法

4. 総合評価落札方式の結果の公表

- 4-1 評価結果の公表
- 4-2 技術提案等の採否に関する詳細な通知
- 4-3 中立かつ公正な審査・評価の確保
- 4-4 入札及び契約過程に関する苦情処理

5. 総合評価落札方式の評価内容の担保

5-1 技術提案履行の確保

6. 総合評価落札方式の試行等

- 6-1 施工体制確認型総合評価落札方式の試行(平成18年～)
- 6-2 地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行(平成21年～)
- 6-3 特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行(平成24年～)
- 6-4 事後審査型入札方式の検討

生産性向上の取組評価(試行)

【主な改正点①】一括審査方式を位置づけ

参加資格要件等を共通化できる複数工事の発注が同時期に予定される場合において、競争参加申込者からの技術資料の提出を一つのみとし、技術審査・評価を一括して実施する「**一括審査方式**」について、受発注者の事務負担の軽減等を目的として実施してきたところであるが、実施状況等を踏まえガイドラインにも明記。

【一括審査方式（イメージ）】



【ポイント】

- 基本的な考え方

総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、一定の条件を満たす2以上の工事において、提出させる技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとする「一括審査方式」を適用することができる。
- 対象工事の条件
 - ・支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である工事
 - ・工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
 - ・工事種別や等級区分等が同じ工事
 - ・入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事
 - ・工事の品質確保又は品質向上を図るために求める施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
 - ・工事難易度が同じ工事
- 留意事項
 - ・入札公告及び入札説明書の交付は工事ごとに別々に行うこと。
 - ・落札決定を行う工事の順番を入札公告及び入札説明書において明らかにすること。

【主な改正点②】質問回答後の日数確保

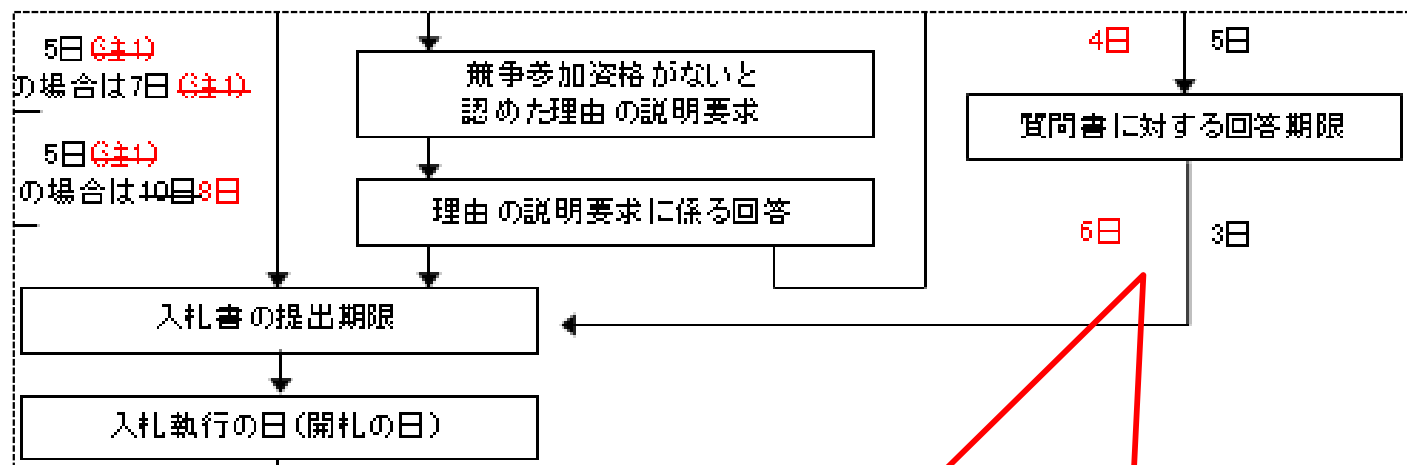
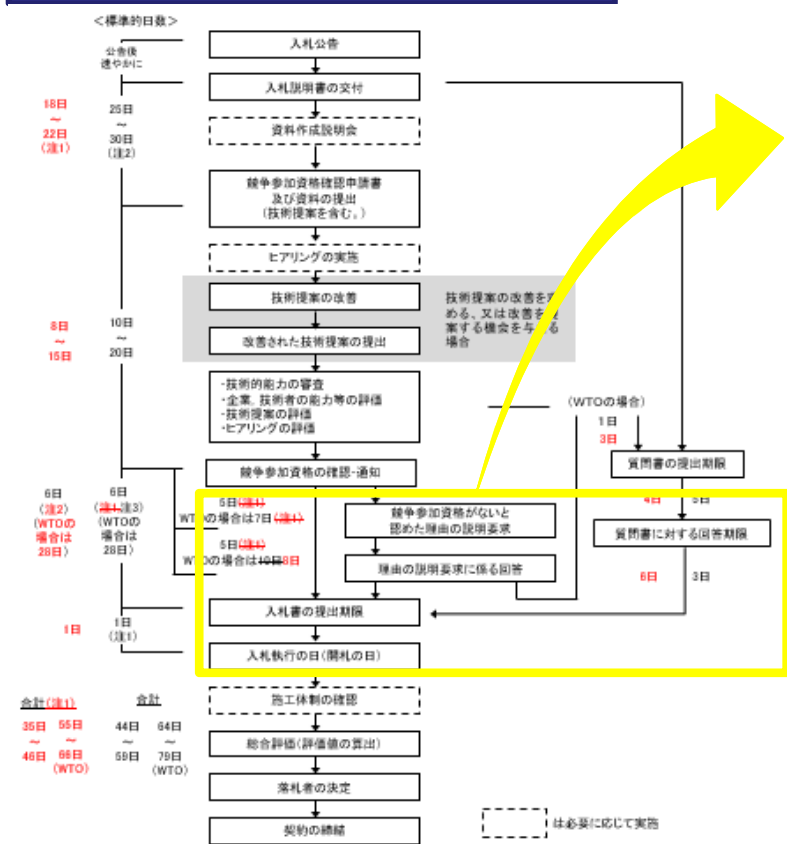
現状

- 技術提案評価型S型における「質問書に対する回答期限⇒入札書の提出期限」の日数は本省ガイドライン上3日と短い。
- いくつかの地整においては、既に5日程度の日数を確保しているものもあるが、質問回答から提出期限までの期間を6日確保を求める要望を頂いていた。

対応方針

- 技術提案評価型S型において「質問書に対する回答期限⇒入札書の提出期限」の日数を6日以上確保。
- 本省ガイドラインにおいて6日確保を明記し、順次地整等の手続にも反映する。
- ※あわせて、本省ガイドラインの手続きフロー上の日数を土日を含まない日数に統一した標記とする。

本省ガイドライン(案) 図2-7



「質問書に対する回答期限⇒入札書の提出期限」の日数を3日から6日へ改める

【主な改正点③】技術提案評価に係る考え方の明確化

技術提案について、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すとともに、競争参加者に過度の負担をかけないよう配慮するため、以下の見直しを実施。

- 1) 複数提案を評価しない旨について明記
- 2) 過度なコスト負担を要する提案(いわゆる「オーバースペック」)の考え方の明記

2-3-2 技術提案

発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、入札説明書等の契約図書において施工条件や要求要件(最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値)の明示の徹底を図る必要がある。技術提案に係る要求要件(最低限の要求要件及び上限値)の設定例を表 2-4及び表2-5に示す。

また、発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないよう努めることとする。

1つの提案項目は、1つの着目対象(〇〇対策、等)に限って設定すること。

複数の着目対象に対する提案技術を1つの項目に記載した場合には、当該提案項目を加點評価対象としない、若しくは最も評価が低い提案に基づいて評価することとする。

なお、過度なコスト負担を要する提案は、優れた提案であっても、**【a】過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価としない**】【**b】加點対象としない**】。

※a:相対評価の場合 b:絶対評価の場合

「過度なコスト負担」の考え方

項目	詳細	例
発注者が示す『要求水準』に対して過剰なもの	管理基準の厳格化、要求水準に対して過剰な材料・配合・数量及び工法	・排水基準(ss・pH)、騒音値等の厳格化 ・高強度材料、重防食等へのグレードアップ ・ボーリング、観測機器、監視員等の追加
提案の履行に要する『費用』が高価なもの	技術的な工夫や配慮(要素技術の活用は可)の域を超える ※積算上、経費として計上すべきもの(技術提案・交渉方式の適用や設計変更が妥当)	
提案の『効果』が十分でないもの	費用(工夫・配慮の手間を含む)に見合った効果(品質確保、生産性向上等)が期待できない ※効果/費用>1で一律評価するのではなく、提案の将来性等を含め、総合的に判断する場合がある	

【主な改正点④】ヒアリングを必須としないことやウェブ開催可能とすることの明記

テレワークやオンライン会議など、コロナ禍における働き方の変革の進展を踏まえ、また、競争参加者に過度の負担をかけないよう配慮する観点から、ヒアリングは「必要ある場合に実施」するものであることを明記するとともに、インターネット等による開催が可能であることを明確化。

表 2-11 ヒアリングと段階的選抜方式の組合せの考え方

	施工能力評価型		技術提案評価型	
	Ⅱ型	Ⅰ型	S型	A型
ヒアリング	実施しない	<p><u>配置予定技術者へのヒアリングを実施することで配置予定技術者の管理能力又は技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施する。実施する場合には、電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用する。</u></p> <p>ただし、技術提案評価型A型におけるヒアリングは、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない(技術対話)</p>		
段階的選抜方式	実施しない	ヒアリングを行う競争参加者数を絞り込む必要がある場合に実施できる※	技術提案を求める競争参加者数が比較的多くなることが見込まれる工事において活用を検討する	

【主な改正点⑤】海外技術者認定・表彰制度の実績の評価

令和2年度から導入された「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に基づき認定・表彰された海外での工事・業務の実績について、国内工事等の入札・契約手続きにおいて当該実績を評価できることを明記。

○工事实績
○表彰
において、当該制度により認定・表彰された実績を評価できることを明記

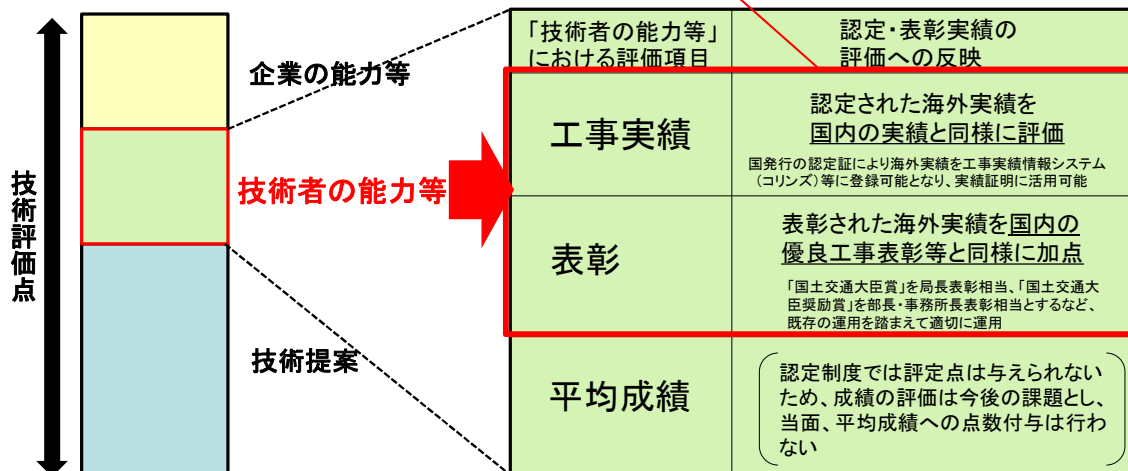
【工事实績に関する記載イメージ】

○同種工事の施工実績

- 「より同種性の高い工事」の同種条件として、工事目的物の具体的な構造形式や工事量、施工条件等を当該工事の特性を踏まえて適切に設定し、競争参加資格としての同種工事よりも優位に評価することを基本とする。
- 複数の同種条件を設定、評価することも可能とする。
- 施工実績が複数ある場合は、件数に応じて優位に評価することも可能とする。
- 過去15年間に於ける元請けとして完成・引渡し完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関発注の工事を含む）を対象とする。なお、直轄工事においては、工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。
- CORINS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
- 配置予定技術者の施工実績において工事に従事した立場を考慮する場合には、「監理（主任）技術者」だけを優位に評価するのではなく、必要に応じて「現場代理人」又は「担当技術者」も同等に評価することも可能とする。
- 評価対象期間に従事した海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度による認定を受けている実績の場合も同様とするが、CORINS等への登録が行われていない実績の場合は国土交通省が発行する海外インフラプロジェクト技術者の認定書の写し（以下「認定書」という）を必ず提出すること。ただし、認定書が未達等により提出できない場合は国土交通省が認定対象を当該企業等に通知した文書の写しをもって代えることができる。

■直轄工事等における認定・表彰の評価への活用（イメージ）

総合評価落札方式における技術評価



※工事の「技術提案評価型」の場合の例